

改正

平成24年6月1日告示第161号
平成26年5月1日告示第209号
平成30年6月1日告示第210号
平成31年4月1日告示第149号
令和3年6月1日告示第211号
令和4年4月1日告示第170号

長浜市除雪機械購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、除雪の促進を図ることを目的とし、自治会及びその他の団体に市長が適当と認めるもの（以下「自治会等」という。）が自主的に行う除雪作業に必要な機械の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となるものは、自治会等が購入する、公道で使用可能な除雪に必要な機能を有する機械で、市長が適当と認めるもの（以下「除雪機械」という。）とする。

2 1自治会等あたりの補助対象台数の限度は、別表第1のとおりとする。

3 当該年度の予算の範囲を超える補助申請があった場合の採択順位は、別表第2のとおりとする。

4 第2項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助を受け購入した除雪機械であって、購入後10年を経過したものの更新は、補助対象とすることができる。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、除雪機械1台の購入価格の2分の1以内とし、150万円を限度とする。ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯又は特別豪雪地帯であって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく指定区域又は山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定区域内の自治会等（以下「特定自治会等」という。）にあっては、補助金の額は、除雪機械1台の購入価格の3分の2以内とし、300万円を限度とする。

(補助申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 除雪機械見積書

(2) 除雪計画書（別記様式）

(実績報告)

第5条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 除雪機械の写真

(3) 領収書の写し

(概算払)

第6条 市長は、概算払の請求があったときは、規則第17条第2項の規定により交付決定額の10分の9を上限とし、概算払により補助金を交付することができる。

(機械の維持管理)

第7条 この要綱に基づいて購入した除雪機械は、当該除雪機械を購入した自治会等が維持管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の長浜市除雪機械購入補助金交付規則（昭和59年長浜

市規則第33号)又は浅井町除雪機械購入補助金交付要綱(昭和57年浅井町告示第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年6月1日告示第161号)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月1日告示第209号)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月1日告示第210号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第149号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日告示第211号)

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則 (令和4年4月1日告示第170号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補助対象路線延長	補助台数限度	備考
100m以上1,000m未満	1台	特定自治会等にあつては、当該特定自治会等の補助対象路線延長に2を乗じて適用する。
1,000m以上	2台	

別表第2 (第2条関係)

採択順位	要件
1	この要綱による補助を受けていない自治会等
2	特定自治会等
3	上記以外の自治会等

除 雪 計 画 書

1 事業主体

2 除雪機械の名称及び型式

3 購入金額（見積価格）

財源内訳 { 市補助金
 自主財源

4 購入予定日 年 月 日

5 除雪計画

（１） 除雪路線……除雪箇所図が判る見取図添付のこと。

（２） 運用方法……管理（保管）方法、除雪体制について記載

※除雪機械の形状が判明できる書類（カタログ等）を添付のこと。

6 除雪機械保有状況

（１） 除雪機械の名称及び型式

（２） 購入年月日